

○福岡県警察職員住宅貸付規程

平成12年3月31日

福岡県警察本部訓令第12号

福岡県警察職員住宅貸付規程を次のように定める。

福岡県警察職員住宅貸付規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員住宅の貸付け、維持、管理等について必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 職員住宅の貸付け、維持、管理等については、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）、福岡県職員住宅貸付規則（昭和39年福岡県規則第38号。以下「貸付規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員住宅 貸付規則第2条第2号に規定する職員住宅のうち、福岡県警察本部長（以下「本部長」という。）が管理するものをいう。
- (2) 保管場所 職員住宅の工作物その他の施設のうち、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第2条第1号に規定する自動車の同条第3号に規定する保管場所として県が設置したものをいう。
- (3) 財産管理者 職員住宅及び保管場所の維持補修に関する事務を行う者をいう。
- (4) 管理責任者 職員住宅及び保管場所の管理に関する事務のうち財産管理者が行う事務以外の事務を行う者をいう。
- (5) 所属 福岡県警察本部の課、警務部監察官室及び部の附置機関、福岡市警察部庶務課、北九州市警察部機動警察隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (6) 所属長 所属の長をいう。
- (7) 職員 福岡県警察の職員（臨時的に任用された者を除く。）及び業務遂行上必要がある者として本部長が特に認めるものをいう。

(管理責任者等)

第4条 職員住宅及び保管場所の管理のため、管理責任者及び財産管理者を置く。

2 管理責任者及び財産管理者並びにその担当区分は、総務部長が別に定める。

(職員住宅の種別)

第5条 職員住宅の種別は、住宅及び寮とする。

2 住宅とは、次項に定める寮以外の職員住宅をいう。

3 寮の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(職員住宅の入居区分)

第6条 職員住宅の入居区分は、次の各号に掲げる職員住宅の種別に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。ただし、管理責任者が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 住宅 管理責任者の所属の職員のうち職務の遂行上管理責任者が入居を必要と認めたもの(単身で入居させる目的で整備された住宅にあつては、次号に掲げる職員に限る。)

(2) 寮 管理責任者の所属の職員のうち次に掲げるもの

ア 独身の職員のうち職務の遂行上管理責任者が入居を必要と認めたもの

イ 独身の職員以外の職員のうち福岡県警察処務規程(昭和51年福岡県警察本部訓令第3号)第26条の2第1項の規定により入居を命ぜられ、かつ、単身で入居するもの

2 管理責任者と所属長とが異なるときの取扱いについては、別に定める。

(貸付けの申込み)

第7条 職員住宅の貸付けを受けようとする職員は、所属長を経由の上管理責任者に当該貸付けの申込みを行わなければならない。ただし、福岡県警察処務規程第26条の2第1項の規定により入居を命ぜられて貸付けの申込みをするときは、この限りでない。

(貸付けの決定)

第8条 管理責任者は、前条の申込みを受けたときは、当該申込みをした職員の職務内容、家族の状況等を検討の上入居を決定するものとする。

2 管理責任者は、貸付けを決定したときは、当該貸付けの決定を受けた職員に対し、その旨を通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受け職員住宅に入居した職員は、その旨及び職員住宅に関する

規程を遵守する旨を所属長を経由の上管理責任者に届け出なければならない。

(入居承認の取消し)

第9条 管理責任者は、前条第2項の規定による通知を受けた職員が貸付規則第5条第4項の規定に違反したときは、本部長の承認を得て当該職員に係る入居の承認を取り消すことができる。

(職員住宅の貸付料)

第10条 職員住宅の貸付料について必要な事項は、別に定める。

(職員住宅の使用上の義務)

第11条 職員住宅に入居している職員（以下「入居者」という。）は、当該職員住宅について火災等重大な事故があったときは、直ちに管理責任者及び財産管理者に届け出なければならない。

2 入居者は、その貸付けを受けた職員住宅の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該職員住宅につき本部長の承認を受けずに増築、改造、模様替えその他の工事を行ってはならない。

3 前2項に定めるもののほか、入居者は、管理責任者が職員住宅の管理に関し必要と認めて定めた事項を遵守しなければならない。

4 寮に自治会を設置し、当該自治会の運営に必要な自治会規約は、入居者が協議して定め、管理責任者の承認を受けなければならない。

(入居者の費用負担)

第12条 障子及びふすまの張り替え、畳表替え並びに附属器具の修繕に係る費用は、入居者の負担とする。ただし、賃貸借契約により入居者の費用負担を定めているとき又は財産管理者が入居者に負担させることが不相当と認めたときは、この限りでない。

(職員住宅の返還)

第13条 入居者は、職員住宅を返還しようとするときは、その旨を返還しようとする日の5日前までに所属長を経由の上管理責任者に届け出て、当該職員住宅の検査を受けなければならない。

2 職員住宅を返還しようとする入居者は、前項に規定する検査の日までに、自費をもって、障子及びふすまの張り替え、畳表替え並びに汚損し、又は破損した箇所の補修を行うとと

もに、当該職員住宅を増築、改造又は模様替えしてあるときは原形に復さなければならない。ただし、財産管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(職員住宅の明渡し等)

第14条 入居者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該入居者（当該入居者が第2号に掲げる事由に該当するときは、その該当するに至ったときにおいて、当該入居者と同居していた者）は、その該当することとなった日から2月以内（相当の事由がある場合で本部長の承認を得たときは、6月の範囲内において本部長の指定する期間内）に当該職員住宅を明け渡さなければならない。ただし、第4号に掲げる事由に該当するときは、本部長が別に定める期間内は引き続き当該職員住宅を使用することができる。

- (1) 職員でなくなったとき。
- (2) 職員が死亡したとき。
- (3) 第6条に規定する職員住宅に居住する資格を失い、又は職員住宅に入居する必要がなくなったとき。
- (4) 入居している職員住宅の入居期間が10年を超えたとき。
- (5) 当該職員住宅を廃止する必要が生じたため、その明渡しを請求されたとき。

2 本部長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入居者に対し明渡しを請求することができる。

- (1) 第11条第1項から第3項までの規定に違反したとき。
- (2) 貸付料を3月以上滞納したとき。
- (3) 正当な理由がないのに、15日以上職員住宅を使用しないとき。

3 前項の規定による請求を受けた入居者は、速やかに当該職員住宅を明け渡さなければならない。

(管理状況等の調査)

第15条 本部長は、必要と認めたときは、管理責任者に職員住宅の管理状況等を調査させることができる。

(保管場所を有する職員住宅)

第16条 保管場所を有する職員住宅は、総務部長が別に定める。

(保管場所の貸付けを受ける者の資格)

第17条 保管場所の貸付けを受ける者の資格は、職員住宅の入居者又は入居者と同居している者が所有者（自動車の保管場所の確保等に関する法律第2条第2号に規定する所有者をいう。以下同じ。）であって保管場所を使用しようとするものであることとする。

（保管場所の使用手続）

第18条 保管場所の貸付けを受けようとする職員は、所属長を経由の上管理責任者に当該貸付けの申込みを行わなければならない。

2 管理責任者は、前項の申込みを受けたときは、職員住宅の管理上支障のない範囲で貸付けを決定するものとする。

3 管理責任者は、保管場所の貸付けの決定に際し、必要な条件を付することができる。

4 管理責任者は、貸付けを決定したときは、当該貸付けの決定を受けた職員に対し、その旨を通知するものとする。

5 前項の規定による通知を受け保管場所の使用を開始した職員は、その旨及び職員住宅に関する規程を遵守する旨を所属長を経由の上管理責任者に届け出なければならない。

6 管理責任者は、第4項の規定による通知を受けた職員が相当な期間を経過しても正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、本部長の承認を得て当該貸付けの決定を取り消すことができる。

7 保管場所の貸付けの決定を受けている職員は、当該貸付けの決定に係る所有者又は自動車を変更しようとするときは、その旨を所属長を経由の上管理責任者に届け出なければならない。

8 保管場所の貸付けの決定を受けている職員は、保管場所を返還しようとするときは、その旨を返還をしようとする日の5日前までに所属長を経由の上管理責任者に届け出て、当該保管場所の検査を受けなければならない。

（保管場所の使用上の義務）

第19条 保管場所の利用者は、その貸付けを受けた保管場所の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくはその使用に係る自動車の保管の用以外の用に供し、又は当該保管場所につき本部長の承認を受けずに工作物の新たな設置等を行ってはならない。

（保管場所の明渡し等）

第20条 第14条第1項に定めるところによるほか、保管場所の利用者が次の各号のい

れかに該当するときは、当該使用者は、その該当することとなった日から2月以内に当該保管場所を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由があるときは、本部長の承認を得て、その該当することとなった日から6月の範囲内において本部長の指定する期間、引き続き当該保管場所を使用することができる。

- (1) 第17条に規定する保管場所を使用する資格を失い、又は当該保管場所を使用する必要がなくなったとき。
- (2) 当該保管場所を廃止する必要性が生じたため、その明渡しを請求されたとき。
- (3) 前条の規定に違反し、当該保管場所の明渡しを請求されたとき。
- (4) 保管場所の貸付料を3月以上滞納し、当該保管場所の明渡しを請求されたとき。
- (5) 正当な理由がなく、15日以上保管場所を使用しなかったため、当該保管場所の明渡しを請求されたとき。
- (6) 当該保管場所の使用に係る自動車の所有者が、当該職員住宅を退居したとき。
- (7) 当該保管場所の使用に係る自動車の所有者が、当該自動車の所有者でなくなったとき。
- (8) 前各号に掲げるときのほか、当該職員住宅の管理上の必要から当該保管場所の明渡しを請求されたとき。

2 管理責任者又は財産管理者は、職員住宅の維持、管理等のため、一時的に保管場所の明渡しを請求することができる。

3 前項の規定による請求を受けたときは、当該保管場所の使用者は、速やかに当該保管場所を明け渡さなければならない。

(運用細則)

第21条 この訓令の運用に関し、必要な事項は、別に定める。